

# 集団的自衛権行使の国際法上の歯止め

(その1)

## 集団的自衛権行使の国際法上の要件

- ① 武力攻撃を受けた国の要請又は同意
- ② 他に適当な手段がない
- ③ 必要最小限度の実力行使

(その2)

## 国連憲章第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。

**⇒集団的自衛権行使が許されるのは安保理措置が取られるまでの間に限定。**

[出所]国際連合広報センター ホームページ等より作成

# 重要影響事態安全確保法

## 『重要影響事態』

= 「周辺事態」の定義から「我が国周辺の地域における」を削除

**目的**：重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

⇒**周辺事態安全確保法では、「日米安保条約の効果的な運用に寄与し」**

[出所] 内閣府ホームページ等より作成

# 日米防衛協力のための指針 (2015年4月27日)

## D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

自衛隊は、(中略～存立危機事態にあつては) 武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行ふ作戦の例は、次に概要を示すとおりである。  
アセット防護・捜索救難・海上作戦 (機雷掃海、艦船防護、  
敵に支援を行ふ船舶活動の阻止) ・弾道ミサイルに対処す  
るための作戦・後方支援

[出所] 防衛省ホームページ等より作成

# 15事例のうち

## 〈「武力の行使」に当たり得る活動〉

事例 8 : 邦人輸送中の米輸送艦の防護

事例 9 : 武力攻撃を受けている米艦の防護

事例 10 : 強制的な停船検査

事例 11 : 米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイル迎撃

事例 12 : 弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護

事例 13 : 米本土が武力攻撃を受け、我が国近隣で作戦を行う時の米艦防護

事例 14 : 国際的な機雷掃海活動への参加

事例 15 : 民間船舶の国際共同護衛

[出所] 平成26年5月27日に政府が与党協議会に提示した「事例集」目次等より作成